

(1) 総合評価落札方式の総合評価点算定基準の改正について  
(佐久市総合評価落札方式試行要綱の一部改正)

ア 「地域貢献活動」(アダプトシステム)の項目追加について

佐久市及び長野県が実施するアダプトシステムは、市民等に市民共有の財産である道路の草刈りや清掃、公園の植栽の手入れや育成、清掃などの美化活動を行っていただく「地域貢献活動」であり、総合評価落札方式の総合評価点算定基準に定める企業の社会性・地域性の評価項目に適合するため、評価項目に追加します。

(1) 対象となる地域貢献活動

佐久市が実施するアダプトシステム実施要領、又は長野県が実施するアダプトシステム実施要領(以下これらを「実施要領」という。)に基づき実施される地域貢献活動とします。ただし、長野県及び佐久市との協定により実施する地域貢献活動(3者協定等)で、活動が佐久市外地域にまたがる場合は、市内地域分を対象とします。

(2) 対象となる事業所

上記(1)の実施要領に基づき、次のいずれかに掲げる協定書を締結した事業所を対象とします。

ア 佐久市との協定による協定書(2者協定)

イ 長野県及び佐久市との協定による協定書(3者協定等)

(3) 必須・選択の区分

必須(価格以外の評価項目)

(4) 評価基準および配点

- ・協定書締結なし(活動なし) 0点
- ・実施要領に定める活動内容について協定書を締結しており実績がない場合(協定書の件数にかかわらず0.2点とします。以下同じ) 0.2点
- ・実施要領に定める活動内容について協定書を締結しており実績がある場合
  - ①路線延長500m未満又は活動面積500㎡未満の実績 0.4点
  - ②路線延長500m以上1,500m未満又は活動面積500㎡以上1,500㎡未満の実績 0.6点
  - ③路線延長1,500m以上2,500m未満又は活動面積1,500㎡以上2,500㎡未満の実績 0.8点
  - ④路線延長2,500m以上又は活動面積2,500㎡以上の実績 1点

- ※ 上記のうちいずれかの点数を加点します。
- ※ 年間（協定を締結した年度は、協定後4分の3以上の期間）において活動回数が通年で5回以上のものを実績とみなします。
- ※ 路線延長、活動面積のいずれにも実績がある場合は、実績の合計値を路線延長又は活動面積に読み替えた数値により、該当する評価基準項目の加点を行います。
- ※ 1つの業者が複数の協定書（県との3者協定を含む。）を締結する場合は、その合計延長（面積）とします。
- ※ 同一区間又は区域において、複数の事業者が協定を締結し、活動した場合で、協定書により路線延長又は活動面積が明確でない場合は、同一区間又は区域における路線延長又は活動面積を当該事業者数で除した数値を1事業者当たりの実績とみなします。

(5) 提出書類

- ①実績なし・・・協定書及び活動計画書（予定表）
- ②実績あり・・・佐久市又は長野県と締結されたアダプトシステム事業の協定書、活動計画書（予定表）、活動報告書、参加者名簿等の写し及び完了写真

(6) 適用の時期

平成24年6月1日以後に入札公告する総合評価落札方式から適用します。

イ 同種工事における「工事实績」及び「技術者実績」の配点の引上げについて（選択）

同種工事における工事实績や技術者実績は、発注する案件により規模や内容等の実績を評価していますが、実績の多寡は、品質確保を図るうえで重要な評価要素であることから、工事实績及び技術者実績の配点に幅を持たせるとともに、価格以外の評価点全体の均衡を図ります。

(1) 改正内容

【工事实績】

<現行>

施工実績あり 0.5点  
 施工実績なし 0点

<改正案>

同種工事の実績（過去10年間）の有無について段階的に評価します。（実績の規模や内容等は案件ごとに決定）（最大1.0点）  
 a 同種工事の実績が豊富である者（同種工事1件で求める実績に

- 該当する場合) : 1. 0点
- b 同種工事の実績を有する者(同種工事1件で求める実績に該当しないが、2件の同種工事をまとめると該当する場合など) : 0. 5点
- c 施工実績なし : 0点
- ※ 上記a、bのいずれかの点数を加点します。

### 【技術者実績】

#### <現行>

- 施工実績あり 0. 5点
- 施工実績なし 0点

#### <改正案>

施工実績を過去の実績年数及び成績評定値で段階的に評価します。  
(実績の規模・内容等は案件ごとに決定)(最大1. 0点)

a (過去10年間に) 工事成績評定点が80点以上の実績を有する技術者を配置できる場合 : 1. 0点

b (過去10年間に) 工事成績評定点が65点以上80点未満の実績を有する技術者を配置できる場合 : 0. 5点

c 工事成績評定点が65点未満の場合又は施工実績なし : 0点

※ 上記a、bのいずれかの点数を加点します。

※ 工事成績評定が不明なものは、検査に合格したものとみなし、65点とします。

※ 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、下位の者の資格に該当する点数とします。なお、加点対象でない資格の者が含まれる場合は、加点なしとします。

#### (2) 適用の時期

平成24年6月1日以後に入札公告する総合評価落札方式から適用します。

別記（第3条関係）

総合評価点算定基準【改正後】

1 趣旨

この算定基準は、佐久市総合評価落札方式試行要綱に基づき、適正な算定を実施するために、工事成績等簡易型の評価について、必要な細目を定めるものとする。

2 評価点の設定

点数の配分は、次による。

(1) 価格点：**88～92**点

(2) 価格以外の評価点：**8～12**点

3 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

4 価格点の算定方法

(1) 入札書に記載した金額が予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の制限の範囲内の者であって、失格者でないものについて算定する。

(2) 価格点＝配点×最低価格／入札価格 [小数点以下第3位四捨五入 第2位止め]

※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

※2 入札価格とは、各応募者の入札価格とする。

5 価格以外の評価点

価格以外の評価点は、次に示すとおりとする。

工事成績その他の項目について算定した合計点とする。なお、評価の基準については、次の項目を参考に案件ごとに定めるものとし、評価の基準日は、公告日とする。

(1) 企業の技術力

ア 企業の施工能力

① 工事成績（必須）：佐久市発注工事の工事成績評定点を基に算出する。

（最大5点）

評価点＝5点×（工事成績点－65）／（最高工事成績点－65）

[小数点以下第3位四捨五入 第2位止め]

※1 工事成績点は、入札者の佐久市発注工事における過去3年間の工事成績評定点を単純平均して求める。

[小数点以下第1位四捨五入 整数止め]

※2 最高工事成績点は、価格以外の評価点申請書を提出した者のうち、工事成績点が最高の者の点数とする。

※3 工事成績点が80点以上の場合は、工事成績点及び最高工事成績点を80点として計算する。（評価点の計算において、80点を上限とする。）

- ※4 工事成績点が65点の場合及び過去3年間に工事成績評定点がない場合は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。
- ※5 工事成績点は、毎年（見直し基準日；4月1日）に見直したものを適用する。
- ※6 工事成績点は、見直し基準日以降に公告する案件に適用する。
- ※7 工事成績点は、見直し基準日の前日から3か年さかのぼった間にしゅん工している工事の工事成績評定点を対象とする。
- ※8 工事成績点の対象工事は、業種区分に関係なく、佐久市が発注したすべての工事を対象とする。
- ※9 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができるものとする。

- ② 工事実績（同種・類似工事実績）（選択）：専門性の高い工事や経験、実績等が求められる工事において、同種・類似工事の実績の有無により評価する。

（最大1.0点）

a 同種工事の実績が豊富である者（1.0点）

b 同種工事の実績を有する者（0.5点）

※1 上記a、bいずれかの点数を加点する。

※2 実績は、過去10年間の「CORINS（工事実績情報システム）への登録等に関する規約」第2条で定義された機関（以下「公共機関等」という。）から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は、民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。

※3 求める実績の規模、内容等については、案件ごとに決定するものとする。

※4 工事成績評定点が65点未満の同種・類似工事については、実績として認めないものとする。

イ 配置予定技術者の能力

- ① 保有資格（主任（監理）技術者の資格）（選択）：契約時に配置できる技術者（技能者を含む。）の資格の有無により評価する。（最大1.0点）

※1 上記の点数の範囲で加点する。

※2 資格は、公告日現在で取得しているものとし、また、登録が必要な資格については、登録が完了しているものとする。

※3 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、下位の者の資格に該当する点数とする。なお、加点対象でない資格の者が含まれる場合は、加点なしとする。

- ② 技術者実績（同種・類似工事の実績）（選択）：過去10年間に同種・類似工事の主任（監理）技術者としての実績により評価する。（最大1.0点）

a 工事成績評定点が80点以上の実績を有する技術者を配置できる場合（1.0点）

b 工事成績評定点が65点以上80点未満の実績を有する技術者を配置できる場合（0.5点）

※1 上記a、bいずれかの点数を加点する。

※2 実績は、過去10年間の公共機関等から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は、民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。

※3 求める実績の規模、内容等については、案件ごとに決定するものとする。

※4 工事成績評定点が65点未満の同種・類似工事については、実績として認めないものとする。ただし、工事成績評定を実施していない工事は、合格通知又は工事実績の確認できるものをもって認めるものとする。

※5 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、下位の者の資格に該当する点数とする。なお、加点対象でない資格の者が含まれる場合は、加点なしとする。

(2) 企業の社会性・地域性

ア 社会貢献

① 環境対策（必須）：公告日現在での「ISO14001又はエコアクション21」の取得実績により評価する。(0.5点)

※1 上記の点数を加点する。

※2 認定（認証）を証明する登録証等の写しを提出すること。

② 労働福祉（必須）：障害者雇用及び労働環境の状況により評価する。  
(最大1.0点)

a 障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数を上回って雇用している又は法定雇用義務はないが雇用している場合に評価する。(0.5点)

※1 上記の点数を加点する。

※2 「障害者の雇用に関する状況報告書」(写し)又は「障害者雇用状況の申出書」(様式第6号)を提出すること。

b 経営事項審査の「労働福祉の状況(W1)」が20点以上の場合に評価する。(0.5点)

※1 上記の点数を加点する。

※2 「労働福祉の状況(W1)」は、公告日の直近に通知された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「通知書」という。)中の「労働福祉の状況」の点数により確認するため、通知書の写しを提出すること。

c 経営事項審査の「労働福祉の状況(W1)」のうち、「雇用保険加入」、「健康保険及び厚生年金保険加入」のいずれかの項目にマイナス評価がある者を減点する。(−1.0点)

※1 上記の点数を減点する。

※2 この項目の該当者は、公告日の直近に通知された「通知書」中の「労働福祉の状況」のうち、「雇用保険加入の有無」欄又は「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄に「無」の表示がある者とする。

イ 地域貢献

① 地域貢献活動（必須）：公告日において、佐久市又は長野県が実施するアダ

プトシステム実施要領に基づき実施される地域貢献活動において、次のいずれかに掲げる協定書を締結している者で、実績を有する者を評価する。(最大1.0点)

ア 佐久市との協定による協定書(2者協定)

イ 長野県及び佐久市との協定による協定書(3者協定等)

a 路線延長2,500m以上又は活動面積2,500㎡以上の実績がある場合(1.0点)

b 路線延長1,500m以上2,500m未満又は活動面積1,500㎡以上2,500㎡未満の実績がある場合(0.8点)

c 路線延長500m以上1,500m未満又は活動面積500㎡以上1,500㎡未満の実績がある場合(0.6点)

d 路線延長500m未満又は活動面積500㎡未満の実績がある場合(0.4点)

e 上記ア又はイ掲げる協定書を締結しており実績がない場合(0.2点)

※1 上記a～eまでのうち、いずれかの点数を加点する。

※2 複数の協定書(県との3者協定を含む。)による場合は、その合計延長(面積)とする。

※3 上記の実績とは、年間(協定を締結した年度は4分の3以上の期間)において活動回数が通年で5回以上のものをいう。

※4 路線延長、活動面積のいずれにも実績がある場合は、実績の合計値を路線延長又は活動面積に換算した数値により、該当する評価基準項目の加点を行う。

※5 同一区間又は区域において、複数の事業者が協定を締結し、活動した場合で、協定書により路線延長又は活動面積が明確でない場合は、同一区間又は区域における路線延長又は活動面積を当該事業者数で除した数値を1事業者当たりの実績とみなす

② 災害協定(選択): 公告日において、佐久市と「災害時における応急対策等の協力に関する協定」を締結している者を評価する。(0.5点)

※1 上記の点数を加点する。

③ 除雪契約(選択): 前年度に佐久市と道路除雪業務委託契約を締結している者を評価する。(0.5点)

※1 上記の点を加点する。

※2 毎年12月1日公告分から当該シーズンの除雪契約者に切り替えるものとする。

④ 消防団協力事業所(必須): 公告日において、佐久市消防団協力事業所として表示証の交付を受けている者を評価する。(0.5点)

※1 上記の点を加算する。

ウ 入札参加等停止(必須): 公告日から過去1年以内に佐久市からの入札参加又は指名の停止(以下「入札参加等停止」という。)を受けた者を減点する。(マ

イナス評価)

減点数＝通算入札参加等停止月数×(－0.5点)

※1 上記の点数を減点する。

※2 1～2週間の入札参加等停止は0.5月、3週間は1月として算出する。

※3 公告日から1年前の応答日に入札参加等停止中は、その入札参加等停止の全期間の月数とする。



総合評価落札方式 価格以外の評価点 改正点

適用日：平成24年6月1日

		改正後			改正前				
評価項目	必須選択	評価内容	評価基準	配点	評価内容	評価基準	配点		
企業 の 技 術 力	企業 の 施 工 能 力	必須	平成年月日から年月日の過去3年間に竣工した佐久市発注工事の工事成績評定点(個々に通知済み)を基に算出	算出方法(佐久市が算定) 評定点=5点×(工事成績点-65) / (全入札者中の最高工事成績点-65) (小数点以下第3位四捨五入第2位止め)	最大5	平成 年4月1日から 年3月31日の過去3年間に竣工した佐久市発注工事の工事成績評定点(個々に通知済み)を基に算出	算出方法(佐久市が算定) 評定点=5点×(工事成績点-65) / (全入札者中の最高工事成績点-65) (小数点以下第3位四捨五入第2位止め)	最大5	
			選択	過去10年間の同種・類似工事の施工実績(実績の規模・内容等は案件ごとに決定)	施工実績が豊富である者 施工実績を有する者 施工実績なし	1 0.5 0	過去10年間の同種・類似工事の施工実績(実績の規模・内容等は案件ごとに決定)	施工実績あり 施工実績なし	0.5 0
	配置 予 定 技 術 者 の 能 力	選択		主任(監理)技術者の資格	1級〇〇施工管理技士等(監理技術者の要件を満たす者)の資格の保有期間が10年以上の者	0~1	主任(監理)技術者の資格	1級〇〇施工管理技士等(監理技術者の要件を満たす者)の資格の保有期間が10年以上の者	0~1
					1級〇〇施工管理技士等(監理技術者の要件を満たす者)の資格の保有期間が5年以上10年未満の者	0~0.5		1級〇〇施工管理技士等(監理技術者の要件を満たす者)の資格の保有期間が5年以上10年未満の者	0~0.5
			1級〇〇施工管理技士等(監理技術者の要件を満たす者)の資格の保有期間が5年未満の者		0~0.25	1級〇〇施工管理技士等(監理技術者の要件を満たす者)の資格の保有期間が5年未満の者		0~0.25	
			2級〇〇施工管理技士等(上記以外の主任技術者の要件を満たす者)の資格を有する者		0	2級〇〇施工管理技士等(上記以外の主任技術者の要件を満たす者)の資格を有する者		0	
	技術 者 実 績	選択	過去10年間の同種・類似工事の主任(監理)技術者としての施工実績(実績の規模・内容等は案件ごとに決定)	成績評定値80点以上の施工実績あり	1	過去10年間の同種・類似工事の主任(監理)技術者としての施工実績(実績の規模・内容等は案件ごとに決定)	施工実績あり	0.5	
				成績評定値65点以上80点未満の施工実績あり	0.5		施工実績なし	0	
				65点未満又は施工実績なし	0				
	社 会 貢 献	環 境 対 策	必須	環境対策への取組み	ISO14001認証取得事業所又はエコアクション21認証取得事業所	0.5	環境対策への取組み	ISO14001認証取得事業所又はエコアクション21認証取得事業所	0.5
					取得していない	0		取得していない	0
		労 働 福 祉	必須	障害者雇用	障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数を上回って雇用している又は法定雇用義務はないが雇用している	0.5	障害者雇用	障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数を上回って雇用している又は法定雇用義務はないが雇用している	0.5
障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数を上回って雇用していない又は雇用していない					0	障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数を上回って雇用していない又は雇用していない		0	
労働環境として、経営事項審査の労働福祉の状況(W1)				20点以上である	0.5	労働環境として、経営事項審査の労働福祉の状況(W1)		20点以上である	0.5
				20点未満である	0			20点未満である	0
企 業 の 社 会 性 ・ 地 域 性	地 域 貢 献 活 動	必須	佐久市内におけるアダプトシステム事業活動の有無	路線延長2,500m以上又は活動面積2,500㎡以上の実績あり	1				
				路線延長1,500m以上2,500m未満又は活動面積1,500㎡以上2,500㎡未満の実績あり	0.8				
				路線延長500m以上1,500m未満又は活動面積500㎡以上1,500㎡未満の実績あり	0.6				
				路線延長500m未満又は活動面積500㎡未満の実績あり	0.4				
				協定書を締結しており、実績なし	0.2				
				協定書なし	0				
	地 域 貢 献 等	災 害 協 定	選択	佐久市との災害時協力協定等締結の有無	締結している	0.5	佐久市との災害時協力協定等締結の有無	締結している	0.5
					締結していない	0		締結していない	0
		除 雪 契 約	選択	佐久市との道路除雪業務委託契約の締結の有無(12月1日公告分から当該シーズンの契約として切り替える)	締結している	0.5	佐久市との道路除雪業務委託契約の締結の有無(12月1日公告分から当該シーズンの契約として切り替える)	締結している	0.5
					締結していない	0		締結していない	0
消 防 団 協 力 事 業 所	必須	佐久市消防団協力事業所としての表示証の交付の有無	交付を受けている	0.5	佐久市消防団協力事業所としての表示証の交付の有無	交付を受けている	0.5		
			交付を受けていない	0		交付を受けていない	0		
入 札 参 加 等 停 止	必須	過去1年以内の入札参加等停止期間に応じてマイナス評価	通算入札参加等停止月数×(-0.5点)	マイナス評価	過去1年以内の指名参加等停止期間に応じてマイナス評価	通算指名参加等停止月数×(-0.5点)	マイナス評価		
				価格以外の評価点(合計点)	8~12			価格以外の評価点(合計点)	7~10